

令和7年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

令和7年6月11日（水曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第8号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利
15 番	宮 澤 芳 雄	16 番	伊 藤 房 代
17 番	向 後 悦 世	18 番	景 山 岩三郎
19 番	木 内 欽 市	20 番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	柴 栄 男
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	向 後 稔
企画政策課長	榎 澤 茂	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	多 田 仁	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	大八木 利 武	保険年金課長	大 網 久 子
健康づくり課長	黒 柳 雅 弘	社会福祉課長	向 後 利 胤
子育て支援課長	八 馬 祥 子	こども家庭長	石 橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金 杉 高 春
農水産課長	伊 藤 弘 行	建 設 課 長	齊 藤 孝 一
都市整備課長	飯 島 和 則	会 計 管 理 者	戸 葉 正 和
消 防 長	常世田 昌 也	上下水道課長	向 後 哲 浩
教育総務課長	飯 島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監 査 委 員 長	杉 本 芳 正
農業委員会事務局	金 谷 健 二	事 務 局	

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	菅 晃
---------	---------	-----------	-----

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで、皆さんに申し上げます。

議場内の環境管理については、厚生労働省令の事務所衛生基準規則に準じて室温26度を目安に管理いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（飯嶋正利） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第11号までの11議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしでしょうか。旭市議会12番議席の僕が林晴道であります。通告に従いまして、議案質疑を行います。

議案第1号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について質疑を行います。

まず、予算書の11ページになります。

2款1項11目諸費2億5,845万3,000円の増についてです。

初めに、説明欄1の防犯対策事務費552万2,000円ではありますが、こちらは県が令和6年度補正予算で市町村防犯カメラ等設置事業補助を、その予算を増額したので、県の補助金を活用して防犯カメラを増設することでした。

それでは、歳入で見た場合に、県の補助金として160万円の計上が確認できますが、その

点を踏まえて、財源内訳の詳細と防犯カメラ設置に係る費用の具体的な内容を伺います。

次に、同じく予算書11ページの説明欄2、定額減税不足額給付金給付事業2億5,293万1,000円についてであります。こちらは令和6年度に実施した定額減税調整給付金給付事業の給付額が所得税や定額減税額が確定したことにより、本来給付すべき額を下回った方に不足分を給付する費用とのことでした。それでは、改めて定額減税調整給付金給付事業の制度概要を伺います。お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、まず（1）予算書11ページの防犯対策事務費についてお答えいたします。

予算書11ページの歳出のカメラ設置工事552万2,000円は、防犯カメラ10台を追加で設置するものでございます。当初予算で2台計上しておりましたので、令和7年度は合計で12台の設置となる予定でございます。

そして歳入のほうでございますが、歳入の補正予算書9ページの県補助金、こちらは県の2月補正の補助金で創設されたもので、防犯力強化緊急支援事業費補助金、こちらを活用しまして8台分の160万円を計上しております。補助率は2分の1以内でありまして、新規設置1台当たり上限が20万円となっております、8台分で160万円でございます。財源内訳としましては、歳出の552万2,000円のうち県補助金が160万円でありまして、残り392万2,000円は一般財源となります。率としては県補助金が約30%ということでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、制度の概要についてご説明いたします。

定額減税不足額給付金給付事業は、令和6年分の所得等の実績額を基に、定額減税し切れない所要額を算定し、昨年度、令和5年分所得等の推計額を基に実施した定額減税調整給付金に不足額が生じる方などを対象として、その不足分を追加で給付するものとなっております。不足額給付金の給付対象となり得る方の例といたしましては、退職等により令和5年に比べて令和6年の収入が減少した方や、令和6年中に子どもが生まれるなど扶養親族が増えた方、令和5年は学生で収入がなかったが、令和6年に就職して所得が発生した方、また、個人事業主の事業専従者で令和6年分所得税及び令和6年度住民税所得割が非課税の方などとなります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再度質疑を続けてまいります。

まず、防犯対策事務費552万2,000円ですが、当初予算でまず2台を計画しており、今回県の補助金、こちらが補助率2分の1、上限20万円、8台ということでしたね。それに加えて、新たに市単独設置の2台を予定して、合計12台設置されるということが確認、今できました。

それでは、本市において近年、車両だとか農作物だとか盗難被害に加えて、不審者の目撃情報などが頻繁に報告されておりまして、物騒な世の中になったかと、やっぱりそれらに対して不安を抱える市民の声を伺っている状況でございますけれども、それらに対して有効的な防犯カメラ設置が望まれると、そのように考えますので、そこで設置場所の選定についても、事務手続の過程、それがどういったようなことであるのかを伺いたいと、そのように思います。また、現在の設置状況を地域性も併せてご回答いただきたい、そのように思います。

次に、定額減税不足額給付金給付事業2億5,293万1,000円についてでございますが、改めて制度の概要、これは分かりました。であれば、給付対象者、その市内の状況を伺いたい、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） まず、設置場所の選定基準についてですが、こちらにつきましては、旭市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱、こちらに基づきまして、総務課をはじめ市の施設を所管する担当課が、必要に応じて設置をしているところでございます。

それと、地域ごとの設置状況ということでございますが、令和7年3月31日現在、市で設置している防犯カメラの設置台数は合計で277台となっております。その地域の内訳としましては、旭地域に184台、海上地域に33台、飯岡地域に28台、干潟地域に32台となっております。今年度設置する予定台数12台の内訳ですが、こちらは、旭地域に5台、海上地域に2台、飯岡地域に3台、干潟地域に2台を予定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、給付対象者数についてお答えいたします。

5月1日時点で7,317人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、規定の回数最後の質疑を行います、今回の防犯カメラの設置工事でありますけれども、今を生きる市民は、車両だとか農作物の被害に不安を大変抱えておりまして、不審者情報なども非常に怖いアナウンスを市のほうから多くいただいている、そういう状況でありますけれども、そんな大変不安を抱えている中で、設置場所に対する設置基準がないようでありますね。担当課で必要に応じてということではありますが、それで地域住民からの防犯カメラの設置に対する要望をしっかりと受けて応えているのかなということがちょっと疑問に感じます。盗難等が発生した地域に対して十分な説明が必要であると思うので、防犯カメラ設置に関して、担当課としてどのような検討を行っているのか、その内容について、もうちょっと具体的に細かく教えてもらいたいと、そのように思うわけです。

また、市長の耳にも、防犯カメラの要望等、僕にも来るように寄せられるんじゃないのかなと思いますので、議案提案者である米本市長に対しまして、市内防犯カメラ充足についてご見識を求めたいと、そのように思います。

次に、定額減税不足額給付金給付事業であります、給付対象者が先ほど7,317人ということで、大変多くの市民が該当されておりますので、対象者が給付を受けるまで、該当する方が給付を受けるまでの流れを市民に分かりやすく説明していただきたいと。それから今後のスケジュールに沿って担当課の事務的手続も併せて別に伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 私からは、防犯カメラに対する認識ということでご答弁申し上げます。

市が防犯カメラを設置する目的は、安全の確保や権利の保護、犯罪予防及び事故防止などと認識しております。旭市は、防犯カメラの設置台数が近隣自治体と比べますと実際に大変多いところではございますけれども、昨今の犯罪発生状況などもございますので、県の補助金などを活用し、今後も増設してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、私からは防犯カメラの設置に対しての市民の不安、市民の声に対してということについてお答えいたします。

防犯カメラにつきましては、市民の安全・安心のため、先ほど市長が申し上げたとおり設

置するものでありますが、ですので、議員おっしゃるように市民の皆様のご意見、ご要望をお聞きするという必要性は十分認識しております。

公共施設などのカメラ設置につきましては、利用者の方の声を聞きながら設置をしているところでございます。一方で道路上の設置につきましては、事故防止や犯罪捜査に使われるということもございますので、実際のところは警察と協議の上、設置をしております。ただ、警察との協議に当たりましても、市民からいただいた要望を踏まえまして、情報共有しながら設置場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、市民の方の手続を含めた今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず初めに、給付対象となる方につきましては、7月の下旬をめどに市のほうから通知のほうを郵送させていただきます。給付対象者のうち、昨年度旭市で定額減税調整給付金を受給された方や、マイナンバーで公金受け取り口座を登録されている方につきましては、給付額と振り込み先口座、振り込み予定時期を記載したお知らせを郵送させていただきます。振り込み先口座に変更がなければ、そのまま給付金を振り込みすることとなりますので、特に手続をしていただくことはございません。

一方、今回新たに給付対象者になられた方やマイナンバーで公金受け取り口座を登録されていない方など、市で振り込み先の口座を把握していない方につきましては、確認書を郵送させていただきますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送いただくことになります。内容を確認後、給付額、振り込み先口座、振り込み予定時期を記載したお知らせを改めて郵送させていただきます。

次に、給付金の振り込み予定時期につきましては、第1回目を8月下旬に予定しております。以後、振り込み先口座が確認できた方から順次速やかに振り込み手続を行い、12月1日までに完了させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

続いて、戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○４番（戸村ひとみ）　お願いします。議案質疑ですので総括的に質疑をしたいと思います。

まず補正予算、議案第１号です。

ページは10ページ、歳入のほうですが、説明欄の土地売却収入、こちら2,944万円、この内容と算出根拠をお願いいたします。本会議での議案説明のときの説明では、ニンタマススポーツ広場ということだったんですが、それぐらい……

（「にったま」の声あり）

○４番（戸村ひとみ）　「にったま」と言うんですか、失礼いたしました。すみません。

仁玉スポーツ広場ということで、それより詳しい説明がございませんでしたので、お願いいたします。

それから、次は11ページです。歳出です。公共施設等整備基金積立金の内容について伺います。

これは先ほどの売却分を積み立てるという、そういうご説明でした。ですから同じ金額ですね、2,944万円、こちらが積立金として計上されております。この基金への積立てなんですが、当然のことながらファシリティマネジメント、これ市が計画しておりますね。ファシリティマネジメントに沿って、従ってというか、沿って積立てをしているはずですが、この基金全体のことも教えてください。目標、一体どこまで積み立てるのか。通常こういった売却分は全てを基金として積み立てているのかどうか、そのあたりも教えてください。今回の積立てで総額がどれぐらいになるかですね。

三つ目です。同じく11ページです。基金積立ての下欄です。

普通財産管理費の161万9,000円、これが手数料ということになっているんですね。この手数料の内容についてお願いします。算出根拠と申しましょうか。ちょっと本会議の議案説明のときに聞き取れなかったんです。私、すごく走り書きで、インターネットがどうのこうのとか書いているんですけども、この内容を詳しく教えてください。

同じく11ページ、防犯対策事務費、これ前者のほうからもる質疑ございました。その答弁の中から、550万円のうち県の出してくれる補助金が約30%というご答弁でした。それで12台設置ということに決められたようですが、これは先ほどの質疑の中にもございましたけれども、足りているのか、足りていないのかとか、そういったような議論があると思うんです。この12台にされた根拠、単に県が30%、約3分1出してくれるから、じゃ、残りの分で合わせて12台にしようということになったのか、私としては、前者のほうからもありましたが、全国ニュースをにぎわすような犯罪等も起こっておりますし、私の遠方の知り合いなん

かも、旭市最近結構ニュースに出るよねなんて言われております。そんな中で、この12台というこの根拠をお願いいたします。

実際に今設置されている台数と今回前者のほうの答弁にありました旭地域で5台、海上地域で2台、飯岡地域で3台、干潟地域で2台、これを足しますと、旭地域189台、海上地域35台、飯岡地域31台、干潟地域34台、足し算が間違っていなければこうなると思うんですけども、このバランスですね、先ほど申しましたように、ニュースで、つい先日のニュースなんかは、お米が相当盗まれている。聞くところによりますと合計1トンを超える量が盗まれているということなんですが、海上地域であろうということを知りました。あと、飯岡地域では強盗やら何やら、本当に新聞の紙面をちょっと、にぎわしましたといったら変ですね。全国ニュースにも上がっております。そういった中で、海上、合計でも今回増設しても35台、飯岡、増設しても31台、ここをどのように評価されるかお願いいたします。

1回目です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課より、順を追ってご説明をいたします。

まず初めに、土地の売却収入についての、具体的に仁玉スポーツ広場ということでしたので、この仁玉スポーツ広場につきましては、場所については旭地域の富浦という地区なんです。場所であれば京友会病院がありまして、そちらの北西に位置する場所にあります。現在は使われておりませんが、今までは地元の少年野球がそちらで野球等を行っておいりました。スポーツ広場については以上です。

続きまして、金額の算出根拠についてです。金額の算出根拠につきましては、売却に伴う予定価格であり、価格は不動産鑑定士による鑑定の評価額でございます。

次に、基金についてです。基金につきましては、土地、建物など市有財産の売却益や貸付けによる収益、寄附金、決算剰余金、こういったものを収入金として積み立てるものでございます。それで、今までの経緯としましては、平成28年に基金を設立しまして、このときに5億円、29年にも5億円、そして令和3年に庁舎の整備基金の廃止に伴いまして、残額などで17億3,000万円、令和6年度には神西住宅跡地の売却代金として8,901万円を積み立ててきております。令和6年度末の残高は約28億6,000万円となっております。

次に、三つ目の質疑です。普通財産管理費ということで、具体的な内容はというお話でした。これにつきましては、官公庁オークションに参加する予定でございます。このオークシ

ョンを運営する紀尾井町戦略研究所株式会社というところに支払う手数料となっております。システム利用料です。これの算出根拠につきましては、手数料は物件が落札され、売却に至った場合に払うことになりますけれども、算出根拠は落札額の5%プラス消費税、落札予定額で算出をしておりますので、2,944万円掛ける5%掛ける1.1の税で161万9,200円となっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、私のほうから四つ目の11ページ、防犯対策事務費の内容でございます。

まず、防犯カメラの台数の算出根拠ということでございますが、議員おっしゃるように、市内でも昨年11月にはタイ人の男性が殺害されるという事件、あるいは12月には強盗致傷事件なども発生しております。また4月には米泥棒という事件も発生しております。市としましては、そういった事件を踏まえまして、当初予算の2台に加えまして、県の補助金を活用して、県補助金の採択は8台なんですが、10台増設した補正予算を計上したところでございます。

旭市は、先ほど市長が申し上げましたように、防犯カメラの設置台数としては、近隣自治体と比べて実際のところ多いところではありますが、昨今の犯罪状況を踏まえまして、県の補助金などを活用して今後も増設してまいりたいと考えております。

地域のバランスということでございますが、設置場所につきましては、先ほども申し上げましたように、警察との協議をしているところでございます。その犯罪の発生状況なども踏まえまして、警察のほうと協議を深めて設置場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 土地売払収入のことなんですが、課長のほうから、富浦小の近くでとか何とかというような説明があったんですけども、こういうのって2,944万円も売払い収入が入る場所、広さも分かりませんし、これだけの計上ではね。議案で上げていらっしゃる時に、地図とか皆さんご存じなのかもしれません。でも、私は申し訳ございません。読み方もちょっと「ニンタマ」とか言っている人もいたような気がするんですけども、違いますか、全部「にったま」、分かりました、失礼いたしました。

市民の方でも完全に皆さんがお分かりになるかどうかということ、富浦小の近く、あのスポ

一ツ広場ね、広さはどれぐらいねとかって皆さんお分かりになるとは思えないんですよ。特に市の予算の審議ですから、議員に対してきちんと細かい数字まで、何千平米なのかも分かりませんが、何千何百何十何点何平米で、どういう道路に、県道に隣接しているのか、そういうのも地図を添えてくださればすぐ分かると思うんです。これが入札で実際にやられるときにはもちろん出されるんでしょうけれども、今回ですよ、こうやって最初に議案で出されるときも、やはりせめて地図とか、そうじゃないと本当にどこなのかなというのをまず最初に考えてしまうわけですよ。どれぐらいの広さなんだろう、スポーツ広場とかって、そういうふうになってしまうんです。ですから、そのあたりのところ、口で先ほど課長がいろいろ説明してくださいましたけれども、申し訳ございません。私はちょっと富浦小の近くというと、B o c c h i さんのところの近くとか、それぐらいのことしか分かりませんので、そのところ情報の出し方というんですか、議案上程のときに情報の出し方ということで、どういうふうにお考えかお願いいたします。金額が金額ですのですね。

次の公共施設、基金の積立金です。こちら、私は公共施設の長寿命化、ファシリティマネジメント、これに向けて、これに沿ったやり方で一体どこまで積み立てるのかというのをお聞きしたかったんですけれども、答弁では平成28年にこの基金は設立して、何年でしたっけ、書き取れていないんですけれども、5億円ずつ積み立てて、5億円、5億円で令和3年度にこの庁舎の建設で余った分というんですか、それが約17億円で、令和8年度には28億6,000万円になるという見込みというふうにちょっと書き取っているのがそんな感じなんですけれども、これは目標ですよ。一体どこまで積み上げますか。公共施設の長寿命化、これのために積み立てているわけではないのですか。何のために積み立てていますか。国のほうでも基金の積立で余っているものがあるというのが最近報道でございます。何兆円か何か、基金が余っているのよねみたいな報道がございまして、その余るってどういうことなのかなと。目的があるから、それに向けて積み立てるわけで、その目的と目標額、これをもう一度お願いいたします。

それから、11ページの普通財産管理費、この手数料のことなんですけれども、官公庁のオークション、これにこの土地をオークションで出すということなんです。紀尾井町の、またこれも書き取れていないんですけれども、何ちゃらかんちゃらというところに払うお金で、これがシステム利用料ということになりますと、落札額の5%と消費税で161万9,000円となるということだったんですが、土地の売買で一般的に不動産の仲介業者が入ると3.3%ということになっていると思うんですけれども、このオークションにかけるということは5%の

手数料プラス消費税ということで取られてしまうということで、このオークション、このシステムを利用するということがどのようなメリットがあつて、これを採択されたのか。今後、またずっと行革が、市有地とかを売りに出されるときとか、売払いされるときには、このオークションを選ばれるのか、それとか両方、一般的な土地の売買にされるのか、こういった両方やられるのか、オークションのみにされるのかとか、そのあたりのところ、先ほども申しましたが、メリットを教えてください。

それから、防犯対策事務費、防犯カメラのことなんですけれども、課長のほうから近隣の自治体に比べて防犯カメラが多いとおっしゃいましたが、どういうふうな比較をしていらっしゃるのか分かりません。別にいいです。多いとか少ないとかいうのは、そのまちの事情によっても全然違いますし、ただ、私は前回の一般質問のときにも申し上げましたように、旭市の後、強盗に入られた市で、即補正予算で100台増設したんですよ。それご紹介しましたが、近隣ね、強盗に入られていないところと比較しても何もならないです。即の対応というのかな、それを私は一番評価しているんですけれども、というところでそういったところの検討みたいなこともされましたか。旭市は、課長がさっきも述べられていましたように、いろいろ本当に事件がありまして、そういった中で10台増やして全部で12台にしたのよというようなことだったのかどうか、そのところをもう一回、近隣自治体との比較というのがどれほどの意味を持つのかというのが私はちょっと分からないので、もう一回聞きます。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、仁玉スポーツ広場について、もう少し詳細にということで、富浦地区の仁玉というところなんです、面積は6,944平米、2,104坪となります。筆は4筆ほどに分かれておるんですが、それで登記地目は山林となっております。現況については雑種地です。少年野球等をやっておりましたが、通常の宅地というよりは、少し落ちる雑種地というような状況のところであります。

次に、基金について、全体でどこまで、目標ですね。そういったような話でした。これは一応公共施設の個別施設計画等においては30億円を目標に積み立てていこうと、一応そういう記載はございます。ただ、この30億円、詳しい計算ではないんですが、必ず準備しておきたい解体に要する費用とか、そういった準備金、あとは解体に係る平米単価とか、そういったものをある程度加味しまして、それであとほかに施設の設備費、こういったものも幾らか

かるのかとか、そういったようなもので、大ざっぱにはなってしまいますけれども、現金として30億円ぐらいは取りあえずは用意しておきたいと、そのように考えておりました。

続きまして、やはり目的は長寿命化、これに対して対応していくためということです。

三つ目に、官公庁オークションにつきまして、これにかけるとどういったメリットがあるのかというお話でした。この官公庁オークションにつきましては、全国で多数の行政機関が利用しているものであります。不動産取引を行っている多数のものが参加しているプラットフォームとなっております。官公庁オークションを利用することにより、より多くの人に情報を届けることができ、全国の潜在的な顧客にアプローチをすることができるものと考えます。そして、入札者の競争意識が高まり、高い価格で入札される可能性も出てくるのかなと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、防犯カメラのほうでございます。議員おっしゃいました12月補正で100台追加したという市町村の情報は把握しておりまして、こちらのほうでも、そちらの市町村のほうに問合せをして、どういった対応をされているのか、そこの市町村は防犯カメラ付きの防犯灯を100台というところでございました。ただ、実施した市は旭市と比べまして市の人口規模も大分違うところでございます。今回、旭市での設置に当たりましては、そういった、先ほど台数につきましては、警察署との協議なども踏まえて、あとは県の補助金の状況なども踏まえて決定したものでございます。

即やったのかということでございますが、旭市としましては、県の補助金がついて即この6月議会に補正予算として計上したというところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 仁玉スポーツ広場、山林で地目としては雑種ということで、こうやって聞くと、山の奥を開拓して野球場か何かにしたのかなというふうに思うわけです。でも実際は違いますよね。先ほども言いましたように、どれだけの幅の道路に面しているのかとか、そういうのが分からないと、果たして2,944万円で売れるようなところなのかなとか、いや、これでは安いのではないのかなとか、その判断も分からないわけです。ですから図面をつけていただいて、県道に面していたら当然のことながら坪単価が高くなるでしょうし、山奥だったら、山林ですし相当安くなるでしょうから、そういうところの判断材料とするにもや

はり、さっきもお聞きしましたけれども、情報の出し方というのをちょっとお聞きしたんですけれども、議案上程のときに情報の出し方というのをちょっと考えていただけるかどうか、そのあたりのことをお願いいたします。

それから、積立金です。ざっと大まかに30億円目標ですということだったんですけれども、ざっとというのは恐らく予算の立て方としてはまずいと思われます。やはりちゃんとした根拠を持って、ファシリティマネジメントで、ここが何年後にはこんなふうになるから、これぐらい劣化するから、例えば今回県からもらったのか、展望台ですか、あそこのエレベーターが全く動かない、数千万円かかりますみたいなのも、そういうのも恐らくこの基金から使うしか手はないと思うんです、直すのに。でも、そうしたときにですよ、ざっと30億円だから、その中から数千万円エレベーターに出していいのかとか、こういう話になると思うんです。ファシリティマネジメント、長寿命化、これはもうフィックス、固まったものがございますか。それに沿って、ざっとでもそれに沿って積み上げられていますか、この30億円という金額が。

それから、手数料です。161万9,000円、これは恐らくうまくいったという事例を基に、これを導入しようということになっていると思いますので、どこかのうまくいった事例、参考にされた事例を教えてください。

防犯カメラに関しましては、後者のほうでもまだ質疑があると思いますので、そのあたりをお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 仁玉スポーツ広場、場所がちょっとよく分からないということで、今回予算議案ですので、どういった形で分かりやすい資料をお出しできるかというのはちょっと検討させていただきたいと思います。

ちょっと補足をすれば、当該地は北側、北西に幅約5メートルの市道が隣接しております。形状は東西に約7.3メートル、南北に約95メートルの長方形でございます。平地にあります。山の奥とかそういったところではないかと。

次に、基金です。基金につきましては、公共施設等総合管理計画の中では、公共建築物の更新や大規模修繕費用の合計が令和3年度から令和53年度までの50年間で1,369億円かかると、こういったような試算をしております。ただ、これは保有資産全てを更新していくと仮定したものであって、今後の人口減少やニーズに合わせた見直しなどを実施すると、また適

切な維持管理により長寿命化を図ることにより費用の縮減に努めていくと。総額で642億円、年平均12.8億円かかるというような推計を出しております。

公共施設更新や修繕には、基金だけではなくて、補助金などの有利な財源を活用して財政の負担の軽減をしていかなければならないと考えております。

また、金額については、先ほど30億円以上というようなことにしておりますが、今後もしろいろな、様々な動きがありますので、そういった計算の下に、まずは30億円という数字を出したような状況です。

3番のオークション成功事例というお話でした。他市においても、この制度へ参加されているところが多いんですが、私どものほうでいいますと、前回神西住宅、これについてもこのオークションで落札をしております。ですから参考といいますか、これはオークションですから誰でも参加ができます。その中でより高い額で落札ができるようにというようなことで応募したものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

議案の質疑は途中ですが、午前11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆様に申し上げます。議事運営の効率を図る上から、質疑、答弁は明確かつ簡潔にお願いしたいと思います。

引き続き質疑に入ります。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 1点訂正させていただきます。

先ほど戸村議員のご質疑の中で、仁玉スポーツ広場の形状を申し上げましたときに、東西に「約7.3メートル」と私言ってしまいました。こちら「73メートル」の間違いでございますので、訂正させていただきます。

○議長（飯嶋正利） 引き続き、伊場哲也議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） ただいま議長からありました、簡潔明瞭に質疑をさせていただきます。

しかしながら、前者の質疑と質疑の内容がダブったりですとか、あるいは私自身の認識の違いというものもございまして、若干、全然簡潔明瞭じゃないじゃないかというようなことになりかねない点をあらかじめご容赦ください。

進めます。

議案第1号、旭市一般会計補正予算の10ページ記載の歳入、16款2項1目不動産売払収入、これについての質疑でございます。

本件、説明では旧仁玉スポーツ広場の土地売却収入というふうにお伺いしましたので、この点で多分あそこだろうなというふうに認識違いを私はしていたところなんですけれども、いずれにしても、まず1点目、この土地を売却するに至った理由、何でと、根拠、これを質疑いたします。あわせて、もう既に答弁されておりますけれども、一般競争入札ではなくて、インターネット公売ということによろしいのか確認させてください。

続きまして、18款2項1目の財政調整基金繰入金に関する質疑でございます。10ページ記載の今回の補正で701万1,000円が財政調整基金から繰入れされ、その701万1,000円、ほかの財源からではなくて財政調整基金からの繰入れとした理由ですね、そこしかないんだよというような答弁になろうかと思えます。分かりませんけれども、繰入れとした理由をお聞かせください。あわせて、繰入れ、具体的にはどの補正対象事業なのか、あるいは歳出項目、何なのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、11ページ、歳出2款1項11目諸費、説明欄の1に記載されております。質疑ももう既に前者からありました。同じような質疑、私も設定をしていた関係もございまして、ここで現在の旭市の防犯カメラ277台で足りているのかなと。逆に何台くらい必要だというふうに市のほうではお考えかということ。それから市長答弁にもございました、近隣市町村と比較してと、であるならば、具体的に銚子市は何台くらいちゃんと設置されていますよ、匝瑳市はこうですよ、近隣ですから銚子市と匝瑳市の設置台数、これを教えてください。そうしますと、なるほど旭市はなということで、皆さんすんと理解できるのではないかなというふうに思います。

あわせて、本市における防犯対策の具体策、メインはこれだよといったところがあれば、

申し訳ございません。今回552万2,000円の補正を組んでおりますので、お聞かせ願えればというふうに思います。

1回目の質疑は以上でございます。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、私のほうからは仁玉スポーツ広場の売却の理由と方法についてお答えいたします。

売却に至った経緯ですが、旧仁玉スポーツ広場は、もともと地元の少年野球チームが使用しておりました。子どもの減少、スポーツの多様化など、そういった影響があって少年野球チームがそこを使わなくなりました。その後、チームは解散、令和4年3月に解散しまして、利用しなくなったというような状況になっております。

市としましては、このチームが使っているということとは別に、今後の施設の在り方として、現在または近い将来、市が行う事業で当該地を利用するような事業を行う予定があるかどうか内部で検討してまいりました。その結果、現時点ではないというような結論に至りました。そのため、民間活力を促すため、資産の有益処分をすることとして、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画へ掲載して、地元区長及び近隣住民への説明を行いました。そして昨年度、官公庁オークションに出品しましたが、応札がなく不調に終わりました。その後、今年になって購入を希望したい旨の問合せがありましたので、再度官公庁オークションへ出品することとして、手数料について補正予算を計上させていただいたというようなことになります。

売却の方法につきましては、官公庁オークションを利用する予定でおります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、私のほうからは（2）の財政調整基金の繰入れの関係でお答えしたいと思います。

財政調整基金、これまでもいろいろと説明して申し上げたところなんですけれども、要は読んで字のごとく、財政を調整する基金というところで基金という在り方があります。繰入れの理由としましては、今回の補正予算を組んであります。見ていただいていると思うんですけれども、その歳出の事業執行に当たって不足する分が出るというところで、その財源不足を補うというところで財政調整基金から財政を調整するということで繰り入れているとい

うことになります。

対象事業という考え方は実際にはないです。全体的に見て、こういった支出をするという段階で、国・県のいろんな財源があります。それでは補い切れない部分について、足りない部分を財政調整基金から繰り入れる。結果的にはいろんなところに財政調整基金が流れているということで、こういった対象の事業があるかということではないということになります。以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、私のほうからは防犯カメラについてお答えいたします。

まず、議員ご質疑の旭市で277台で足りているのか、何台必要かということでございますが、これにつきましては、設置場所につきましては、先ほど前議員のときにお答えしましたように、警察との協議によりまして、必要に応じて設置しているというところでございます。市内の犯罪の発生状況とかそういうものを踏まえて、今後警察と協議しながら、さらに増設を、県の補助金などを活用しながら検討していきたいと考えております。

それと、近隣市町との比較でございますが、今こちら手元にありますのが、277台のうち市の施設、公共施設や公園などに設置している台数含めて277台なんですが、総務課で道路に設置している台数が6年度までで旭市は24台でございます。今回12台追加するものでございますが、近隣は銚子市が道路上に設置しているのは15台、匝瑳市のほうが9台というふうに聞いております。

それと、防犯対策のメインということでございますが、防犯対策として防犯カメラが有効だということは、重要性は十分認識しております。そのほかにも防犯カメラ以外の防犯対策、市民への周知ということも必要だと考えております。例えば、総務課のほうでは青色回転灯、青パトの車両による市内全域のパトロールも実施しておりまして、あとは防犯指導員による通学児童の見守り活動なども適宜行っております。また教育委員会のほうは通学路を中心にパトロールなども実施しております。あとは7月が防犯の月なんですが、7月1日が防犯デーになっておりまして、毎年7月に実施している防犯講演会、そちらのほうでは旭警察署員を招いて、市民の防犯知識の習得と防犯意識の向上を図るなどもしております。そういったものを総合的に施策として実施して防犯に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 2回目の質疑をさせていただきます。

市有地の土地売却に際して、言うまでもなく適正な価格形成がなされているか、そして市民に対しての説明、透明性が十分確保されているか、この点は非常に大事だというふうに課長と同様に考えます。

そこで、まず一つ目ですけれども、売却に当たっての2,944万円というこの価格設定、これが適正価格というふうにお考えでしょうから補正計上したと思うんですけれども、その根拠をお示してください。

あわせて、今後の市民に対して公売の周知、手続、スケジュール、いつ頃どのようにされるのか、その予定をご説明願います。

繰入金につきましては、されど701万1,000円、これが今年度18億円云々という財政調整基金、計上されているかと思いますが、財政調整基金に及ぼす影響、これがどれくらいであるというふうに、財政課長はお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、防犯対策事務費についての2回目の質疑でございますけれども、12台設置するということで、結局一般財源392万2,000円かかるというふうに判断してよろしいのでしょうか。その内訳を、ダブってしまうかもしれませんが、もう一度ご説明いただきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、お答えいたします。

不動産鑑定が適正かというようなご質疑でした。これは国家資格である不動産鑑定士に依頼をいたしました。不動産鑑定は不動産鑑定士のみが行うことのできる業務であり、不動産鑑定士が行う鑑定は公正な価格として公的な信用を持つため、公共性の高い場面で適正な価格を証明する際に用いられると考えております。この国家資格を持った鑑定士が算出した評価額以上に信用性の高い算出根拠はないのかなと思っております。

あと、スケジュールですが、7月2日までオークションの申込みが行われます。参加者の申込みが7月25日から8月12日までの19日間申込みがあります。入札期間が8月26日から9月2日、8日間となっております。落札者が決定した後に仮契約を締結すると、そういうようなスケジュールとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政調整基金繰入れの影響ということなんですけれども、財政調整基金につきましては、当初予算を可決していただきまして、当初予算では13億7,000万円ほどを予定しております。今回この補正701万1,000円ということで、今、議会上程しているところです。今回の補正が通りましたら、この補正が終わった後としては66億5,800万円ほどの財政調整基金ということになります。

影響ということなんですけれども、その辺は人それぞれ影響の考え方が違うところもあります。ただ、財政調整基金を持っていればいいという問題ではなくて、その都度その都度、こういったところに市民のために支出しなければいけないというところであれば、それは率先して投入していくという考えです。ただ、影響が大きければ、これはできないなというものでもないし、それはそのときのバランスを考えながら、事業も考えながら、財政調整基金、これからの財政の在り方、財政の健全化というところを見越しながら判断していくということになります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、防犯カメラのほうでございますが、一般財源で392万2,000円かというご質疑でございます。当初予算で2台計上しておりまして、今回補正で10台追加すると、10台追加する金額として歳出で552万2,000円、県補助金が160万円でありまして、その差引き392万2,000円は一般財源で支出するというものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員。

○5番（伊場哲也） 3回目の質疑になります。

旧仁玉スポーツ広場、土地の売却、最初に言いましたように、私この南ずって行って、一中越えて、入り口越えてずって行って、その左側にある今ばんばん少年野球で使っているあの土地だなと勝手に解釈してしまったんですね。前者から、どこなのと地図等々、やっぱりそういったものが必要だというふうに改めて私も認識いたしました。この休憩時間のときに情報交換しました。違うよと、要は令和元年台風のときのごみの搬出をしたという、そこだったのかと。

そこで課長、旧仁玉スポーツ広場、申し訳ないですけども、所在地、面積は先ほど教えていただきました。それから不動産鑑定士、国家資格取得者、佐倉の方ですか。なぜかといいますと、まずは3,000万円弱の土地、この時期、このタイミングでもって、昨年度公売に

かけたんだけど入札なかった等々で、このタイミングというのは、課長として妥当性として、いやこのタイミングで全然オーケーだよというふうにお考えなのか、このタイミング、お考えなのかというのが一つ。

それから、見込額、入札額が2,944万2,000円というふうに見込んではいますね。しかしながら、実際のネットオークションでの入札が大きく乖離していた場合、どのような対応策、対応をされるのかということが二つ目。

それから、やはり今後ほかの売却事案とか売却物件ももしかしたらあるのかなと、よく分からないですけれども、市民への説明責任、先ほど言いましたけれども、売却のプロセスの明確化ですとか、あるいはこうして売れましたよという結果、広報等で神西住宅の土地の売却についてはあったかというふうに認識はしていますけれども、その辺の我々議員に対しての説明ですとか、あるいは市民に対しての結果の報告、情報開示、この辺はどのようにお考えなのか。それから、一番最初に言いました所在地、不動産鑑定士、概略で結構です、これは。お答えできる範囲内でお答えしていただければというふうに考えています。

ご理解いただけましたか。簡潔明瞭ではなかったですか、大丈夫ですか。

次に、財政調整基金の繰入金に関することですけれども、これ今さら言うまでもなく、やはり将来的な財政変動リスク、それに備えるための重要な財源であるということは私も認識をしております。今回、額が少ないからそれでオーケーということではないのですけれども、今回の繰入れも必要だというふうに十分理解はしております。ただ、今後今現在進められているというか、社会情勢、物価高騰、あるいは今後、今まさに旭市が行っている学校再編、これももしかしたら新しい学校を2校建てなければいけないというふうに時と場合によってはなるかもしれない等々考えますと、併せて自然災害ですね。不確実性を踏まえれば、財政調整基金の役割というのはとても大事だということは十分認識しています。

だからそれを大事に、また先ほどおっしゃいましたように、ただキープしているだけではないんだよ、有効利用することが市の活性化、発展につながるんだと、そういった視点から、この活用のルール、こういう場合に財政調整基金を活用するんだよというルールとかあるいは基準、庁内で情報共有されると思うんですけども、財政調整基金活用に当たっての基準的なもの、ルールのものが本市にあるのかどうかお答え、教えてください。

それから、防犯対策事務費、これ課長、トータルして12台、先ほどおっしゃいました市川市の件ですか、防犯灯付きの防犯カメラ、これを購入されるのかどうかということもちょっと確認したいなというふうにお聞きしていて思いました。

同時に、今回は決して老朽化対策ではないんですよ。言うならば新規設置の事業に充てるということだと、というふうに理解しました。そうしますと、総数として300台近い防犯カメラがあるんですけれども、その維持管理費、今後必要になってきますよね、当然。そうしますと、その維持管理経費というのはどの辺、予算的に目算しているのか、どの課がその維持管理費等々を予算から負担するのか、この辺もお伺いできますか。

簡潔明瞭、最後ですけれども、先ほど防犯対策の話にもありましたけれども、夜間の交通事故防止対策でも当然ありましょうし、通学路対策ということでもありましょうけれども、これは私の認識かもしれない。そのいわゆる対策との連携事業であるのかどうか、これが1点。そして、市内の犯罪発生状況を踏まえた重点配置だというふうに思いますけれども、先ほども話が出ておりますけれども、地域の要望、反映を確認したのかどうか、あったかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。ご理解いただけましたでしょうか。簡潔明瞭に努めたつもりですけれども、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、何点かご質疑ありました。順にお答えいたします。

まず、不動産鑑定士ですが、千葉市中央区にございます株式会社総武不動産鑑定というところに依頼いたしました。こちらについては、市の固定資産評価額等に関する業務を行っており、旭市の土地の状況については熟知をされているところだと思っております。

次に、所在地ですが、仁玉字茅荊場というところになります。茅荊場2098番1ほか3筆となっております。

それと、金額がもし乖離していた場合というような話がありました。落札額が幾らになるか分からないということから、予定価格を落札額と見込んで手数料の計算をして今回計上いたしました。想定以上の高値で落札された場合には、手数料が不足するような状況があります。まずは普通財産管理費の当初予算内から流用で対応すると、こういったようなことになるかと思えます。

あと、市民へのタイミングですね、これは一度、昨年度不調に終わりました。ですが、市のスタンスとしては、これは今後もずっと売却していくというスタンスで、当初予算ではちょっと計上はしていなかったんですが、たまたま早いうちにそういったような問合せ等がありましたので、一番早いオークションに間に合うように手続を進めてきたところでございま

す。

市民への周知につきましては、今後、この土地の状況についてホームページ等で皆様にお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 財政課のほうから財政調整基金の関係でお答えします。

活用のルールはあるのかということです。ずばり言いますと、特にルールはあるというものではない。あるとすれば、決算剰余金の2分1を下らない額を必ず、そこはルールとしてあります。活用に当たってのルールというのは特にはないんですけれども、状況、今まで議員、当初予算ずっと見てこられて分かると思うんですけれども、今まで当初予算、財調の繰入れ7億円、6億円、5億円と、その辺の推移をしていました。ただ、今回の7年度の当初予算におきましては13億円からの、倍近い繰入れになりました。この要因としましては、いろんな事業をやるに当たって、いろんな、人件費が上がったりだとか、物価が高騰したりだとか、これはどの市町村も如実に、新聞報道でもありますとおり、過去2番目、過去1番目という膨らみ方からすると仕方がないのかなというところで、ルールがない中でも、要はこれからの財政の健全化という部分を見据えながら、あとは事業、どの事業をやっていくのかというところなんです。

今までの事業をそのままやっていただけても財政調整基金はこれからどんどん減っていく状況になります。そういった中で、まるっきりなくなったときに、そのときに、何の事業はやれませんかという世界になる前に、皆さんと一緒に考えていかなければいけないのは、どういった優先順位をもって事業を展開していくと、そういったところはみんな考えていかなければしょうがない。財政としましては、そういったところを見据えながら、事業の在り方だとか、そういったところを見据えながら繰入れをしていきたいと、財政調整基金のほうを活用していきたい。先ほど申し上げましたとおり、使うときには使うというところのスタンスは同じだと思いますけれども、あとは財政の健全化というところでバランスを取りながら使っていきたいというところでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（飯嶋正利） いいですか。

総務課長。

○総務課長（向後 稔） それでは、防犯カメラのほうでございます。

まず、防犯灯つき防犯カメラを検討されたのかということでございますが、こちらにつきましては、防犯灯つき防犯カメラは、費用的な面と、あとは防犯灯と防犯カメラでは耐用年数がちょっと異なるということもあります。維持管理経費にも関連しますが、防犯カメラにつきましては電気製品ですので耐用年数が短いということもあります。そういったことを踏まえて、今回防犯カメラだけの設置でございます。

維持管理経費につきましては、道路上の電柱に設置するカメラにつきましては、年間電気代として月1,000円程度、1灯当たり1万2,000円程度かかっております。修理につきましては、277台というのはほかの施設、公園で設置しているカメラも含んでおります。それにつきましては、それぞれの担当課のほうで修理あるいは電気代を負担することになっております。

それと、あとは防犯活動との連携ということでございますが、先ほど申し上げました防犯事業のほかにも、例えば旭警察署のほうでは移動交番を設置していただいております。そういった警察署との連携も必要だと考えております。

それと、地域の意見ということでございますが、こちらにつきましても、そういった設置につきましては警察署との協議になりますが、いただいた要望、そういったものを踏まえて、警察署と情報共有しながら、設置しているところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 伊場哲也議員の質疑を終わります。

伊場哲也議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○20番（松木源太郎） 私は、令和7年度旭市一般会計補正予算のうち2点だけ質疑をいたします。

1点目は、国庫支出金の2億5,000万円余の算出根拠と理由についてであります。

実は、予算書をじっくり眺めていたならば、歳入のところと歳出のところでもって、金額が同じなのに名称が違うわけです。例えば1番目の質疑ですけれども、9ページですが、国庫支出金2億5,000万円、算出根拠というふうに引いてありますけれども、ここでもってどのような形でもって出ているかということ、9ページの一番上ですが、総務管理費国庫補助金、そのこのところの説明のところに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億5,293万

1,000円、補助率10分の10となっているんですね。

この事業がどういう形でもって歳出に出てくるかということ、11ページの総務費の歳出のところに諸費、総務費の諸費の中で説明欄の2です。定額減税不足額給付金給付事業2億5,293万1,000円という形で出てきているわけです。それは何かということ、先ほど他の議員も聞いていましたけれども、歳入でもって示した金額と、片方では定額減税不足額給付金給付事業、どうしてこういうふうに変わるんですか。

そのいい例が6年度の3月補正にもあるわけですね。3月補正の説明欄の、これは今の議案と別ですけれども、ところに物価高騰対策家計応援商品券配付事業、これ歳出です。今、各家庭に1万円の商品券が送付されていて、何だこれは、市長選挙のためのお金かなって私のところへ聞いてきた人がいます。私もびっくりしました。

そういうような、それが歳入のところでどうなっているかということ、歳入は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この1億8,683万2,000円が、市のほうでの繰入れがありまして2億4,386万4,000円、いろんな経費もかかるでしょうから、ですから、それで先ほど他の議員の質疑に対する答弁を聞いていたならば、どういうことを答弁していたかということ、対象者が7,317人ということですね。これはどういうことなんでしょうか。3月補正のときも、国から来たのとまるっきり違う形でもって歳出されているわけですね。ですから、国のほうはどういう形でもって今の臨時交付金というのを出しているかということなんです。何に使ってもいいから、この金を使ってくれて来ているのではないと思うんですよね。その趣旨をどうつかんでいるかということです。

私は、恐らく今回の補正というのは、実はこういう問題があったんです。3万円でしたよな、この前の3万円。3万円を待っていた生活保護の受給者の方が来なかったんで、どうしてだ。税務課で調べたら、婿に行った一人息子のところで、別に住んでいるけれども、一人息子が扶養している形の申告がされていた、税務課で。そうすると、この前の3万円は、そういう扶養されている方にはやらないでくださいと。それが何人も市内にいるらしいんです。それを担当から聞いたならば、これではしょうがないからということで、これを補填する方法を考えていると言ったんですけれども、この内容ですか。ちょっと違うと思うんですよね。7,500人というのはどういう方なんですか。先ほど担当課がかなり詳しく説明していましたよね、あれよく分からないんです、私。もう一度よく説明していただきたい。

つまり、そういうようなものであれば私はなるほどなと思うんですけれども、何でこんなに分かりづらい名称に、国から来るときの名称と出ていくときの名称が違って、そこでもっ

て自治体が1億円ぐらい上乗せしてみたり、そうするとやっぱりその地方自治体ですよ、この場合、市町村ですから、私らね。こうしたいからって上乗せしてもできるところはやると、そういうことをこの制度はなっているんですか。国の意向と違うものになっていたらどうするんですか。そういうのは国でも認めているんですか、この点についてかなり疑問を持ちましたので、どうしても聞いてみたくなって質疑をいたします。

それから、2番目の土地の問題は、私も先ほど同僚の方に、動態図鑑を見て分かりました。ところで、心配することがあるんですよ。あの土地は昔から市内でも有名な土地です。有名な土地で坪1万4,000円、私はあまり高くはないし、安くもないかなと思っています。それを利用したいという方がいてなのか、それとも土地を買っておいて高く将来売ろうかということなのか分かりませんが、どういう企業の方が買ったのか。会社名はいいですけども、不動産の取引をしている方が買ったのか、昔の松林ですよ、あそこ。あの近くの土地の相談を、昔議員時代にすごく扱ったことがあるので、よくあの地域分かっているんですけども、そういうことなのかどうか。これが質疑のところでもって最後に書いてあるのは、どんなように利用される予定があるか、購入者の土地利用計画というのがあるのかないのか、そのところを聞きたかった。変なもの来ちゃったら周りの人も困りますから、そこは十分、市の土地であったものを売ったわけだから、市としてどういうふうこれから監視していくか。このことについてご意見いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（多田 仁） それでは、私のほうから、何点かございましたので、もし答弁漏れございましたらご指摘いただきたいと思います。

まず、こちらの名称が違うという点ですが、こちらのほうは先ほど林議員のほうにもご答弁させていただきましたが、令和6年度の定額減税の調整給付金、こちらの続きの事業という形になります。昨年度は令和5年分の所得等を基に推計値で定額減税の給付金を給付しておりましたが、これが令和6年分の所得が確定しましたので、その金額に基づいて定額減税できる額を再算定しております。その結果、昨年の給付額に対しまして不足する方につきまして、その不足分を給付するというのが今回の事業になります。

こちらのほうは国の事業といたしまして、この続きの事業ということで、事業を実施しないということで通知が来ておりまして、この財源としましては、今年の4月1日付で国のほうから重点支援地方交付金の取扱い等についてという中で、今回の不足額給付につきまし

ても、こちらの歳入のほうに記載してある名称で交付金を充てることができるということで通知が来ておりますので、そこで違う名称になっていると思われます。この交付金の名称を今回の事業に充てます。要は支援しますということで通知が来ておりますので、この交付金を100%今回の不足額給付金に充てたものとなっております。

次、この7,317人の中に、先ほど林議員にもお答えしたんですけれども、昨年、定額減税の調整給付金で対象にならなかった方、先ほど議員おっしゃられましたように、扶養に入っていたとかという方がございました。今回新たに対象になった方としまして、個人事業主の事業専従者、それから、おっしゃっていたように、扶養されていたということではなくて、例えば年金をもらっていた方が、個人は非課税だったんだけど、課税世帯に入っていた方、その方も去年は対象になっていませんでしたので、その方々を今回はということの制度になっております。その方々を合計しまして、この数字となっております。ですから、給付額は昨年のように一律という形ではなく、個々の状況に応じて不足額というのは違いますので、その方々を積み上げた数字が2億5,000万円超という形になります。

（「単純に割ると3万4,000円ぐらいになる」の声あり）

○税務課長（多田 仁） ちょっとそこは何とも……。

すみません、そのほかは。

（発言する人あり）

○税務課長（多田 仁） よろしいですか。

（「聞きます、また」の声あり）

○税務課長（多田 仁） わかりました。すみません。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 仁玉スポーツ広場について回答いたします。

今後、オークションにて落札者が決まりますので、まだどういったふうに使われるかというようなことは決まっておられません。

それで、議員ご心配なのは、いろいろちょっとおかしいような形で使われてはということがご心配だということです。それで、都市計画区域ですのでいろいろな制限はございます。例えば、産業廃棄物等処理施設などの迷惑施設を建設する場合には、建築基準法において都市計画決定または県の許可等が必要になりますので、既にそういった制限についてはかけられております。ですから、今ご相談といいますか、お問合せがあった時点で、詳細については申し上げられませんが、いろんな法による規制があつて、そこについてはある程度

の制限は立っていますので、そういったような状況は把握はしております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは2回目として税務課長に聞きますけれども、言っている趣旨はよく分かるんですけども、どうしてこういうふうに名称が変わってしまうのかというのは、私不思議なんです。例えば今配っている1万円のあれだって、そういう形でやらなくても別の配付の仕方もあるわけでしょう。今3万円が行かなかった家庭、いわゆる所得がある家庭ですよ。市県民税の地方税の、税を払っている方に来るわけでしょう。今回のやつは、1万円のやつ。あれがどういう条件なのかというのは、国がどういう形でもって出しているかというのは、文書を私らに開示してくださいよ、来ているの。それでもってじっくり判断させていただきます。

というのは、要するに何だか知らないけれども、いろんな長い名前をつけた国からのお金が増えて、私ら住民にはさっぱり分からないんだよ。また来たわ、これ来たから、これ出せば3万円くれる。今度、市の商品券が来たから、これで、そういう形でもって金を配っている政治というのはおかしいと思っているんですよ、私は。だから本当に必要なところに必要な形で行くというのが国からのお金の在り方なんです。そこのところをもう少しよく考えた配り方を旭市ではしてもらいたいと思って今回質疑したわけ。この3年間ずっとそんなお金ばかり来て、今回幾ら来たとか、ひどいときは10万円来たわけでしょう。そんな政治あるかって私は思っているんですよ。そんなことがあるんで聞きましたので、ぜひその違い、例えば昨年、6年度の最後のやつは、その続きだって今回言っていますけれども、地方税の非課税世帯ではない方たちに1万円の商品券を配るという形で来たのか、それともどういう形で来たのかということが分かるような資料を私たちに、議員全部に教えていただきたい、そういうふうに思っているんです。

それで、仁玉の土地の問題ですけれども、分かりました。ただ、ここだけ聞きたい。どんな会社が落札したのか。将来その会社がそこでもって何か事業をやろうとしているのか、それとも転売するような会社なのか、そこのところを聞きたい。あそこのところの北側の道路は市道ですよ、5メートルありますか、4メートルですか。そこら辺のところまでよく調べて、あそこの道はちょっと細いんだよ。そういう形ですから、そこに2,000坪近くの土地があって、そこで何かやろうとしている方がいたら、かなり道を広げなければならないということになったらどうするんだということも含めて、十分に検討した上でやっていただき

たいと思います。こちらのは、これでおしまいにします。

では、どうですか、資料、議員に分かりやすいように配っていただけますか、税務課長。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（榎澤 茂） すみません。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というこの名称と、それから歳出のほうの事業名が異なっているということで、これがどういったものに使われているのかというのがちょっと分かりにくいということでのご質疑なのかなと伺いました。

今回、税務課のほうで定額減税不足額給付金給付事業ということの補正をさせていただいているんですけれども、この物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのを国のほうから頂いている中で、いろんな事業にこの交付金を充てております。その中で、まず所得税3万円と住民税1万円、合計1人4万円の減税措置、これは国のほうが定めておるものですので、自治体間で特に差があるわけではなく、どこの自治体でも実施している事業です。それから、議員おっしゃっていた住民税非課税世帯に3万円を給付するというのを昨年度も行いました。この世帯には18歳以下の子どもが1人いる場合には2万円追加して給付する、プラスして給付するという事業もやりました。これも国のほうからこういうふうにやりなさいよということで、そういった事業をやるものに関しては、地方創生臨時交付金を充てなさいよということでこのお金が来ております。

ですので、先ほど申し上げました定額減税調整給付金や住民税非課税世帯に交付したお金というものについては、どこの自治体もルールにのっとってやっているものですので、全国共通の事業というふうに捉えていただければいいのかなと思います。

それ以外に、臨時交付金の中に推奨事業ということで、自治体で独自に、物価高騰に対して、住民に対して支援をしていいですよという分でのお金が臨時交付金で来ております。これについて、昨年度は市のほうで検討した結果、非課税世帯等については3万円なり、あるいは子どもで2万円を追加して出しております。ですので、それ以外で何か事業ができないかなというところで、じゃ、非課税世帯については3万円、2万円の給付がありますので、それ以外の方について対象にして、1万円の商品券を配付しましょうということで事業を行っているものでございます。ですので、ちょっと歳入と歳出の事業名が異なっている点については、申し訳ないんですけれども、それぞれの3万円については物価高騰対応の重点支援給付金給付事業という名称を使わせていただいていますし、税のことにしましては、調整

給付金給付事業というような名称を使わせていただいていることですので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 企画政策課長、税務課長もそうだけれども、だから私らは分かるわけだけれども、そういう事業をやるたびに名前は、それが今お話ししたことを整理して、議員にこの事業はこうですということを、国はこう言ってきているから、そのうちのこれとこれを旭市では取り入れて、こういう形にしますということをもう少し親切に、私ら専門家ではないので言ってくださいよ。そうじゃないと結局、国が言っている一番上の名称で、その中で使い方もってこうしたから、違うことをやっているとは思いませんけれども、そういうような形の説明をしたっていいじゃないですか。私ら専門家ではないんだから、そんな細かいところまで分かりませんけれども、どういう形の選択をしたかということが分かるような説明をするのがあなた方の仕事でしょう。私、最近年を取ったからあまり細かいこと考えたくないけれども、そこのところをきちっと説明していただきたいんですよ。分かるものを文書でもって出していただければ、今文書で出すの嫌がっているから、文書でなくてもいいです。そういうようなことをきちんとしていただきたいということ。

副市長は前の企画政策課長だったから分かると思うんですけども、そういうところをちゃんと内容ごとにお示しいただけませんかね、これから。そうするとすごく分かりやすいんですけども、どうですか。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 松木議員から、国の交付金を活用した事業について詳しい説明が必要ではないかという趣旨かと思います。

先ほど企画政策課長が申し上げました給付金であったり定額減税、また今回もそうですけれども、全て補正予算で提案して、その際に説明をして議決をいただいて事業を執行しているものでございます。ですので、当然執行する前に全部補正でやっておりますので、資料を示して議会で説明して、議決をいただいた上で事業を執行しておるところでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 分かりました。では、住民に対して広報でもってそういうところをよく説明したものを出示してください、これからは。出していますといっても分からないですよ、あれでは。だって、私のところに本当にそういう電話がかかってきたからこの質疑をしたんです、私は。いい時期に出したね、選挙のすぐ前だもんねと、こういうこと言われたくなかったら、ちゃんと広報なんかでもって住民が分かるようにやるべきだと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員、質疑の回数が終わっているので、よろしくお願いします。

松木源太郎議員の質疑を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、議案第4号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例及び旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

こちらは、市が設置する専用水道の水道技術管理者、それから上下水道の布設工事監督者、それに加えて水道技術管理者に必要な資格について、関係法令の改正に伴い所要の改正を行うという説明でございました。いわゆる条例を整えるためのものと理解しておりますが、登場する者が分からないものでございましたので質疑を行いたいと、そのように思うところでございます。

それでは、専用水道の水道技術管理者や布設工事監督者及び上下水道の水道技術管理者で
すか、そのお三方の資格内容や配置条件の詳細についてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、環境課からは専用水道の水道技術管理者の資格内容と配置基準についてお答え申し上げます。

水道技術管理者は、水道法におきまして、水道施設の技術上の責任者として、その施設が水道施設の基準に適合しているか、水質及び施設の検査、衛生上の措置など必要な事項を監督するものとして、専用水道においても、その設置者に置くことが義務づけられているものでございます。

資格につきましては、10年以上水道に関する実務に従事した経験を有することが必要ではございますが、土木工学をはじめとする様々な学問を履修、学んだ科目や学歴などによりまして、その実務経験年数が条例の中で規定されているほか、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者や、1級土木施工管理技士、これが今回条例改正されました建設業法施行令で規定されている技術検定になりますが、これで3年以上の実務経験を有する者など、これらを満たしている者が水道技術管理者というふうになるということでございます。

また、配置の基準につきましては、水道の設置者が設置する水道ごとに1名を配置することとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 上下水道課から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格内容

につきまして申し上げます。

資格内容につきましては、布設工事監督者、水道技術管理者ともに水道法の第12条1項と第19条1項に基づきまして配置しなければならないものであり、政令で定める資格を参酌するとされ、旭市水道事業では同様の資格要件を条例で定めております。

布設工事監督者につきましては、水道に関する技術上の実務経験が10年以上必要でございますが、履修学歴や有する技術資格でこの経験年数は短縮されることとなっており、監督者になった者は工事施工に関する技術上の監督業務を行います。

水道技術管理者につきましても、同様に水道に関する技術上の実務経験が10年以上必要で、履修学歴や有する技術資格のほか、登録講習の修了でも経験年数が短縮され、管理者になった者は水道管理の技術上の業務を担います。

配置基準につきましては、布設工事監督者、水道技術管理者、双方とも水道事業者が配置することとなっており、旭市水道事業を担当する上下水道課では資格要件を満たす職員をそれぞれ1名配置しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、再質疑を行います。

市が設置する専用水道の水道技術管理者、それから上下水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に必要な資格ということについてであります。今、資格の内容だとか配置条件を伺い、その辺よく分かりました。実務経験が10年でその立場になれるというようなことでありましたので、今人材不足というところでございますが、ある程度その辺は経験年数の職員の中でカバーできるんだと、そのように感じます。

それでは、資格要件を満たす職員がどのくらいいるのかなと。それから、こういう資格を有する職員の採用を検討する必要があるのかなのか、その辺も併せて伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） それでは、専用水道についてお答え申し上げます。

水道法第19条第1項で、水道事業者は、水道管理に係る技術上の業務担当として水道技術管理者を1人置かなければならないというふうにされておまして、これは専用水道においても同様というふうになります。しかし、市が今所管する施設においては、専用水道に該当

する施設はございませんので、現在は専用水道に係る水道技術管理者の資格を有する職員は
いないという状況でございます。また、その職員、将来的には採用という話でございました
が、結果として、そういう専用水道に係るような施設が今後市で管理する施設でつくるとい
うことになれば、当然そこは置くことになるというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 上下水道課からは、布設工事監督者、資格を満たす職員の数と
いうことでございました。

まず1点目、布設工事監督者の有資格者でございますが、現在、上下水道課で調べた限り
では5名を把握しております。また、水道技術管理者の有資格者につきましては、こちらも
上下水道課で調査した結果、現在7名を把握しております。

それで、採用を今後検討するかということでございますが、昨年度からこの条例、技術者
の不足ということで、要件が多少緩和されております。今、有資格者の中でも若干年齢は高
めですので、やはりこれは今後育成もしくは採用していくということは必要かと考えます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、最後にもう一度質疑を行いますけれども、旭市が設置する
専用水道ですか、これは今現在ないということであるので、管理者ですか、それも今いない
ということでありますが、今後、旭市の形態を見越した中で水道技術管理者を必要とするよ
うな水道の設置、これというのは計画の中に今現在あるのかないのか、それから今現在、幾
つか市ではないところで該当する施設があるということは把握しておりますけれども、改め
てその辺も、現状どうなっているのか分かれば伺いたいなと、そのように思います。

専用水道の水道技術管理者、それから布設工事監督者及び上下水道のほうの水道技術管理
者ですか、その各役割、具体的な業務内容について最後に伺いたいと、そのように思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質疑に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大八木利武） 環境課のほうからお答え申し上げます。

専用水道に該当する施設が今後見込まれるかというご質疑でございましたが、これにつ
きましては、環境課としましては今のところ把握はしていないところでございます。専用水道
そのものの要件としまして、100人を超える居住者に、その居住に必要な水を供給する、ま

た1日に利用する計画水量が20立方メートルを超えるものということで、例としてアパート、社宅、団地、レジャー施設などが想定されるものでございます。市のほうにおきましても、市の施設ではないのですが、旭中央病院、そしてロザリア聖母会で3施設が専用水道を持っているという状況でございます。そのような施設になりますので、市として今後あるかといえますと、今のところはないというふうに理解をしておるところでございます。

水道技術管理者の役割と業務内容でございますが、専用水道における水道技術管理者の役割でございますが、これは水道事業と同じでございます。水道施設の維持管理、水質検査、衛生管理など安全な水の供給に関する技術的な責務を負うというところでございます。

内容としましては、水道施設の維持管理、水質管理、衛生管理、その他水道事業者の職員監督など安全な水の供給のために必要な事項を監督するものとなっています。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それでは、上下水道課からは、布設工事監督者及び水道技術管理者の役割と具体的な業務内容ということでお答え申し上げます。

まず、布設工事監督者の役割でございますが、単純な管路更新といった土木工事だけではなく、水質確保の観点から、水道・衛生工学に関する知識も不可欠でありますことから、水道施設の更新や施設等の増築や大規模な改造など、施工方法によっては供給する水の水質に影響を与え得る工事の際に監督業務を担うものでございます。

布設工事監督者の具体的な業務の内容につきましては、水道工事の施工における技術的な監督を行い、安全・品質の管理と法令遵守の徹底、現場の指示、工程や安全管理など工事全体の進捗と品質管理等を監督いたします。

続きまして、水道技術管理者の役割でございますが、水道事業における水質、衛生等の基準の遵守や給水の緊急停止の判断等の技術上の責任者であり、土木等に限らず種々の知識等が求められます。

水道技術管理者の具体的な業務の内容につきましては、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、これは水質基準に適合しているかの検査でございます。衛生上の措置、こちらは消毒もしくは第三者の立入り防止等の措置に関すること。給水停止、こちらは料金等の一時停止または災害、停電等のやむを得ない措置などが挙げられます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の質疑を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） では、お願いします。

入札ですね。まず、この工作車、消防工作車なんですけど、先ほど前の議案でも述べたことなんですけれども、この資料の情報の出し方というところで、私だけこの救助工作車Ⅱ型というのを、その仕様を知らないのかなと思って聞いたんですけれども、やっぱり議員のほかの方も工作車というのは、大体分かる。でも一体Ⅱ型というものはどういうものなのか分からない。

入札経過に関しましては参考資料が出してあるんですけれども、仕様が分からないと、果たしてこれがこれだけの金額がするものなんだという、何がくっついていて、これだけの機能があつてというのが分からないと、それが分かっても適正価格かどうかなんていうのは本当によくよく聞いてみないと分かりませんし、いろんな比較をしないと分からないことなんですけれども、まず最初に、私たち議員が審議しやすいような情報をきちんと、仕様を出していただきたいというのがあります。その点についての答弁をお願いしたいのと、これ当初ではなくて、なぜ今回の補正なのかなというのがございます。補正ですよ、今回。

それと、これ後のほうで言おうかどうか考えたんですけれども、忘れてしまうといけないので、この議案の並べ方というんですか、5号、6号、7号と消防のほうが来ているんですけれども、5号のほうで工作車、無線が6号で挟んであつて、7号で小型ポンプ車というふうに議案が並んでおります。これは別に何の意図もないかとは思っているんですけれども、私は消防工作車、消防車で無線というふうになると、ちょっと上下で比較ができるかなと思ったものですから、この議案の並べ方というんですか、それについても理由がなければならぬ結構でございます。

あと、この工作車に関しまして、製造というのか、製作というのかちょっと言葉が分からないんですけれども、こういう工作車というものを造れる会社というのが、今回はⅡ型というので、その仕様のもの、ちょっと正式な名前が分からないんですけれども、R何とかとな

っているのか、どうなのかちょっと分からないんですけども、こういう工作車が造れる会社、工場といたらいいんですかね、そういうところがどれぐらいあるのか。今まで旭市で発注をしたものの中で、あるいは検討される会社数というんですか、そういうのがどれぐらいあるものなのか教えてください。なので、その中でなぜこのⅡ型というのにされたのかというところと、あと工作車と小型ポンプ車を扱う商社、商社というんですか、扱う会社の違いを教えてください。これは7号のほうでの……

○議長（飯嶋正利） 戸村議員、あくまでも5号議案についてお願いします。

○4番（戸村ひとみ） だって入札のところに並んでいますよ。商社だか何だか分からない。帝商（株）だとか平和機械だとか並んでいますよ。

○議長（飯嶋正利） 小型ポンプのほうはまた別なんです。

○4番（戸村ひとみ） では、後のほうで聞けばいいですか、工作車とそれとの違いは。分かりました。では7号で聞きます、それは。

あと現在、工作車Ⅱ型というものが現在も使われておりましたら、現在の価格といいたししょうか、今は恐らく材料費とか全部値上がりしていますから、この金額になっているんだと思うんですけども、その違いを教えてください。

それから、できましたらでいいんですけども、Ⅱ型とわざわざ書いてあるので、Ⅰ型との違いを教えてください。

それから、事後審査方式制限付一般競争入札、ここのところの説明をお願いいたします。

それから、ちょっと多いんですけども、ごめんなさい。落札されているところが帝商株式会社で、本社も応札しているんですけども、価格のあれで取っていません。あと2者ですね、株式会社モリタと小川ポンプ工業（株）、これが辞退しています。この辞退の理由、分かったら教えてください。

1回目、それぐらいにしておきます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、救助工作車Ⅱ型の主な仕様について回答をいたします。

この車両の完成寸法は、全長約8メートル、全幅約2.3メートル……

（「聞いてもメモできませんし、さっき言ったように資料として欲しい」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 資料は、今この時点では出せませんが、取りあえず説明だけ。後で頂くにしても、今回は説明だけ。

○消防長（常世田昌也） すみません、続けます。全高約3.3メートルで、総重量が約12トンとなります。車体の駆動装置が四輪駆動となりまして、乗車定員は5名となります。主な装備としまして、重いものを引っ張るウインチ、それと重いものを持ち上げますクレーン、また発電照明灯を備えたハイルーフキャビンバス型となっておりまして、その他各救助用資機材が積載された車両となっておりまして、消防本部の救助隊が使う車両となっております。

それとⅡ型ということですが、Ⅱ型につきましては、まずⅠ型からご説明をさせていただきます。

Ⅰ型は、Ⅱ型やⅢ型というものがあるんですが、それに比べて若干小型の車両となります。これについては、山岳地帯や狭隘道路、これを多く管轄する消防本部に配備されている車両となりまして、千葉県内には配備はございません。

その次、Ⅱ型ですが、Ⅱ型が人口10万人ぐらいの都市、管轄を持った消防本部に配備することとなっております、当消防本部はそれでⅡ型を配備しております。

次に、Ⅲ型ですが、これは救助用のⅡ型とほぼ同様の車両になるんですが、積載する装備、これにさらに高度なものが加わりまして、地中音響装置、夜間暗視装置、地震警報装置、二酸化炭素探査装置等の高度救助用器具を積載した車両となりまして、これらは中核市等の消防本部に配備されることが定められております。

さらにもう一段、Ⅳ型という工作車もございます。Ⅳ型は大規模災害発生時に被災地へ自衛隊の輸送機などへ積算を前提とした車両でございまして、小型車2台で一隊として運用される震災対応車両でございます。こちらの車両は、東京消防庁など大きな消防本部に配備される車両となっております。

それと、造る業者の数ですが、現在入札でも4者ありましたが、もっとありますが、正確には何者あるか我々のほうでは現在把握がちょっとできない状況であります。

それで、前回入れた車両ということですが、17年前に現在の工作車、やはりⅡ型ですが、導入しておりますが、その会社は株式会社モリタ製でございます。その当時の値段は、ちょっと細かい値段は今覚えていませんが、9,000万円ぐらいだったと思います。

それと、資料の提出につきましては、今後交渉部局と協議しながら、出すものは出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） たくさん質疑していただいて、ちょっと漏れていたら申し訳ないんですけども、事後審査方式の関係でまずいいですか。

事後審査方式制限付一般競争入札で行っています。事後審査方式制限付一般競争入札というのは、入札前に行う入札参加資格確認手続をまず最初にやるのを省略して、入札公告等に定める入札参加資格要件を満たしていれば入札に参加できます。開札後に有効となる入札の最低価格入札者から順に資格確認を行い、落札決定するという、そういった方式です。全国で一般的に行われている方式になります。

あとは辞退の理由、これは分かりません。会社のほうの方針なのか、それはうちのほうでは分かりません。広く公告をした上で、申込みはあったけれども途中で応札をしなかったという理由は、会社に聞かないと分からないです。

以上です。

（「何で補正なのか」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） すみません、これ当初予算に盛ってあるやつです。今回第5号議案、この後、6号議案、7号議案と質疑ありますが、これはあくまでも入札執行の議案ではなくて、当初予算で承認された、議会に対して承認されましたよね。今度はボールは執行部にあずかりました。首長の権限で予算の執行権、そういう権限内にあって、その中で粛々と遂行していく。その中にたまたま入札があります。こういう方法で入札しました。あとは議会案件として、5号、6号、7号で今回財産の取得という部分では、議会に諮る案件として、幾ら以上の物件は議会に諮りましょうというところで、予算執行をちゃんとルールどおりやった上で、今回は参考資料として、こういう経緯で事務執行しましたとつけさせてもらいました。今までも教えてほしいということですけども、今回の議案の肝というのは、その執行の経緯の中である一定程度の金額のものは議会に諮りなさいということがありますので、今回それで上程しているということです。補正予算でこれを取っているわけではなくて、粛々と当初予算と、やっているものです。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。当初にあったのよね、きっとね。でも、当初のときに仕様とかというのは出してもらっていたんですね、きっと。出してもらっていなかったのかな。いずれにしても、こういう情報の出し方というんですかね、参考資料の出し方というものを検討していただきたいなと思います。この本議場で言葉でいっぱい言われ

でも本当に書き取れませんし、理解もできませんし、数字なんか想像もできませんので、お願いいたします。

それから、これは要するに造っているところから買うという形なんですね。私は間に商社が入っているのかなと思ったんですけども、造っているところから、モリタというのはよく聞いていましたので、随分前から、なので17年前はモリタのを買われた。分かりました。

小川ポンプ工業株式会社というところが辞退されている。その上に株式会社モリタ、前はここで買っていたのに、今回はモリタは辞退していらっしゃるということで、でも今、辞退は何でかって分かりませんということだったので、分からないですね。

この落札率なんですけれども、98.85%、4者が、2者は辞退していますけれども、4者応札のつもりだった、そういう入札で98.85%というこの落札率、ここに対しての評価といましょうか、どういうふうにお考えかを教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 評価としましては、うちで見越した予定価格と98.85%ということで、いい見積りだったなというところでございます。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 終わります。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 議案第5号、財産の取得についてですが、救助工作車Ⅱ型というものの内容について、今、戸村議員の説明でもって分かりましたが、今使っているのがモリタで、17年使ったというんですけれども、1市3町消防組合の頃から大体同じような形ですか、そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それで、今回消費税を入れて1億9,376万2,410円ということになっていますけれども、これがそれこそ当初予算を見てみたら、備品購入費で計上してあるのが1億9,605万7,000円なんですね。すれすれですよ。やっぱりそれだけ価格が上がったんだと思うんですけれども、この金額をもし超えていたらどうしたのかなとすごく心配しました。事後審査方式制限

付一般競争入札ということになっていますから、どんな制限をつけたのか、簡単でいいです。事後審査方式というのはどういうことで、どんな制限をつけたのかをお聞きいたします。

それで、今回の落札者が帝商（株）というんですけれども、これはモリタや平和機械とかと同じように、このものを製造している会社ですか、それとも製造会社から整備などをして納入する会社ですか。そのことをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 制限付というところであれば、5年以内に実績があるかというところで、実績というところで確実に履行できるかというところは制限はしているところでございます。今回これは広く、地域要件をあまり狭めますと手を挙げる人が少ないので、そこは設けていないところです。

以上です。

（「5年以内の実績について」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 5年以内にどこか他の自治体とかで納入している実績があるとか、そういった部分ですね。

（「全国どこでもいいの」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） ほぼ自治体の消防なので、そんなに乖離はないのかなというところでは。

（「それが制限付ね」の声あり）

○財政課長（池田勝紀） 一般入札ではなくて、地域要件だとか、例えば実績何年前とかつけるのが制限付ということになります。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、組合時代から同じなのかということですが、同じです。特別救助隊を組合時代から配備しておりましたので、車両も救助工作車Ⅱ型でございます。

それと、これは製造会社なのかということですが、これは製造会社でございます。車両メーカーから車を買って、そこにいろいろと、シャシーをつけたり、入れるボックスをつけたりしながら全部オーダーメイドで造っていくものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 大体消防車とか工作車というのは、自動車メーカーから本体を買ってつけるわけですね。それは分かりました。そういうものを製作しているところだということですね。分かりました。

それで、ちょっとここで聞いておきたいんですけども、工作車自体はそっくり替えてしまうわけですね、17年使ったら。こんなこと聞いたら悪いですけども、いわゆるはしご車、あれは同じようにそっくり替えるんですか。

なぜそんなことを聞くかという、大変今高くなって約2億円でしょう。当時はしご車、10階建ての建物が建つのにどうしようかということで、はしご車を入れたときに大議論したのを私覚えているんですよ。そのことがあったので、はしご車というのは、そういう形のものではなくて、整備しながらずっと使うものなんですか。こんなこと聞いちゃ悪いけれども、簡単に教えてください。

○議長（飯嶋正利） 議案ではないんですが、松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。消防長。

○消防長（常世田昌也） まず、工作車についてですが、資機材全部かということですが、使えるものは予備として残しますので、一応替えるものは全部買う予定でございます。ただ、どうしても故障等ありますので、予備が必要となりますので、古いものは予備等に使えるものを置いております。

それと、はしご車に関しましては、安全基準というものが定められてまして、事故等があった関係から、ちょっと20年とかそれ以上は今現在はメーカーが保証等をしてくれないということになっていきますので、ずっと長くは今使えない状況であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 先ほど要件の件で5年と言ったんですけども、この案件については10年でした。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしますと、今回の一発で決まったんでしょうから、だから4者に応札があったけれども、金額を入れたのは2者だった。そのうち幸いにぎりぎりのところでこちらの予定価格以内になったのが1者だった、ということですね。

了解しました。終わります。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） それでは、お願いします。

6号、消防救急デジタル無線装置の購入のこの仕様の内容ですね、また。それと入札経過について伺うんですが、消防救急デジタル無線装置というのが今まで導入されていたものと同じもので、今まで導入されていたのであれば、その価格、また前の価格と、それから今回入札者1者、それで落札されているんですけども、スイス通信システム株式会社ということで、こういうデジタル無線装置を造っているところ、これも通信システムなので造っているところなんでしょうけれども、応札してくる、いや、その前ですね。説明会とかに来た会社、参加してくれた会社というのはあるのかなのか。それと、端的に言って何で1者なのかなというのを思うわけです。こういう業種の仕事をしているところは1者ではないでしょうから、前のところと同じなんだったら、それでここが応札してきたのかなということがあるんですけども、あと落札、1者が応札してきて落札率が94.86%というところがちょっとどういう評価なのかなというのを聞いてみたいです。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） それでは、消防本部からは、消防救急デジタル無線装置の主な仕様について回答いたします。

本無線装置は、消防・救急・救助活動等をはじめとする各種消防業務において、活動部隊間及び部隊内の通信連絡体制を迅速に処理し、さらに消防活動の効果的運用のため、無線機能が強化された最新鋭の無線装置でございます。

無線装置の種類及び数量ですが、消防本部の通信室、ここに設置します卓上型移動局、この装置を2台、それと災害現場に持ち運び可能な可搬型移動局無線装置2台、それと救急車や消防車等の緊急車両、この車に配置する車載型移動局無線装置21台、そしてまた隊員個人

ですね、これが携帯するトランシーバー型の携帯型移動局無線装置24台の更新となっております。現在使用しております卓上型、可搬型、車載型、携帯型よりも、今回のものは受信感度が向上しております、さらに携帯型、個人が持つ無線機は、過酷な現場のため防水機能、防塵機能、こういったものを防ぐ機能が向上した仕様となっております。

それと前回のということですが、こちらのデジタル無線は、前回は平成25年に導入しております、現在12年が経過しておるところでございます。前回の価格が8,085万円でございます。今回、分署の統合によりまして、車両型が3台、それと携帯型7台が数を減らして導入しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 説明会に何者とおっしゃいましたか。

電子入札システムにより入札を行っておりますので、そこは誰でも見られるというか、そこに見に行くと、公告をした時点で見られますので、そこにみんな業者は見に行きます。基本的にはどのぐらいかという、入札参加資格登録というのがあります。これから入札参加したいよという登録名簿、その名簿においては、業種においては、この業種としては通信機・家電という分類の中になるんですけれども、登録してある業者については414業者、これは7年5月現在でそれだけあります。414業者登録されています。その414業者が全部見たかどうかはちょっと分からないんですけれども、それだけの登録数はあるということになります。

先ほどとかぶるか、何で1者だったのかというのは、これはそれぞれの会社の経営の考え方ということで、こちらはちょっとそれは把握できないということになります。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 5号議案のほうでは、10年以内の実績ということで制限付ということ、これも10年以内ですか。それでスイス通信システム（株）は10年以内の実績があるということでしょうか。

何で1者なのかというところを、私としては、市側としては分析するべきではないかなと思います。日本全体で結構建設業界といいますか、そちらで不調、不調というのが物すごくニュース、新聞とかでも取り上げられていて、不調が続くと、次の議案でも不調、不調ということになっていますけれども、不調が続くとやっぱりこういった、とても大事な消防のほうの市民の命と安全を守るといふような業務にも支障を来すわけですから、そういったとこ

ろではやはり私は分析するべきではないかと思うんです。1 者で、しかも落札率が94.86%、次の議案は次の議案で言います。なので、ちょっと分析されるかどうか、されるつもりがあるかどうか、そのあたりもお願いします。このまま、来たら来たまま、不調だったら不調のまま、こういうのでは、ちょっと行政としてどうかなと思われれます。なので、何で1 者なのか分かりませんというそういうご答弁はちょっと納得いかないの、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 制限につきましては、これもやはり過去10年というところで、地方公共団体への同種物品の納入実績があるというところで縛らせていただいています。これが要は入札の要件になっていますので、あるので手を挙げてきているということです。

1 者だったからどうか、1 者で入札を割った件数というのは、今回議会で三つしか出していないですけれども、市で入札って、年間通したら200からやっています。その中で全くないわけではないんです。それで、例えば別に1 者随契だからということで、これで何回も何回も入札が不落になった。落札できなかったということであれば、それは仕様の要件だとかそういった今の実績要件だとか、そういったところに問題があるのかなというところで考えますが、今の段階ではちゃんと入札が執行されて、落札されているというところであれば、これは普通の入札が通ったということで考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4 番（戸村ひとみ） 一般競争入札ですからね、1 者というのは競争していないんですよ、しているんですか。私は1 者というのはどうかなと思いますので、競争になっていないのではないかなと思いますので、課長は競争しているとおっしゃいましたが、一般的に1 者で1 者に決まったといたら、これで競争しているのかなと思います。いいです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20 番（松木源太郎） 議案第6 号について、今、戸村議員の説明で大体分かりましたけれ

ども、今回12年使った、今までもデジタル方式なんですね。の機械を全部入れ替えていくということなんですけれども、これは旭市の消防の中だけのものですか。私ちょっと勘違いしていたのかもしれませんが、当初予算の消防広域化・共同化基盤整備事業という中で、備品購入費が1億396万9,000円、この中に大体収まったからオーケーなんだろうけれども、その次の18に、負担金補助及び交付金で共同指令センターというのがあったので、ちょっとどういうことなんだろうなと思って、それで聞こうと思ったんですよ。

旭市の消防だけでこのデジタルの機器を入れ替えるだけで、それでもっていいわけですか。それとも共同指令センターとの間で何か事務的なあれがあるのかちょっと聞きたかったので、消防の通信というのはよく私も知りませんが、今のやつは、今話した入れ替えるのは旭市の市の消防だけですね。ほかの千葉県に中心がありますけれども、ほかのところとつながるのはどういう形でつながっているんですか。そこのところの関係は、今回の入替えと全く関係ないですか。そのことをちょっと聞きたかった。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

まず、今回の買うものは全て旭市消防本部で使う無線機でございます。この無線機は、先ほど申し上げましたが、隊の中または部隊同士ということもありましたが、さらに共同指令センター、千葉基地局とも話をいたします。また応援要請等ありまして、近隣市町村に行った場合は、そちらの周波数に変えて、そちらに入っていきますので、機械は旭市ですが、ほかの応援に行った際に各ほかの地域でも使うものでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） そうするとそういう共用性というのが全部一緒になっているわけですね。そうすると、ほかとのつながりというのは、これを変えただけで十分に使えるわけですね。そうすると、その下の、予算のことを聞いて悪いけれども、下のところは結局今までそういう形で共用になる部分はこっちのほうでもって予算化事業が使われているということなんですか。そこのところをちょっと教えてください。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） あくまでも無線機は旭市消防本部で使うものでございますので、旭

市で全部使っております。通信センターなんかは、1市消防本部だけではありませんので、その負担金として出しておりますので、そちらは各構成消防本部で負担金として出して共同運用しているものでございます。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 分かりました。では、このデジタルの機械というのは、大体このぐらいの期間でもって一斉に取り替えるものなんですか。先ほどから、消防の作業車の場合17年と言っていましたね。今度の場合は12年ですね。大体このぐらいでもって交換していくということなんですか。それだけちょっと教えてください。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。
消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えいたします。

12年が経過しておりますことから、老朽化による機能低下、また12年ということで故障時の部品の調達、こういったものも難しくなってくることから、今回更新で取り替えるものでございます。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

○4番（戸村ひとみ） では、お願いします。議案第7号です。

仕様の内容と通告しておりますが、先ほど来言っていますように、聞き取れませんので、後ほど資料で出していただきたいと思います。なので、入札経過について伺います。

この小型動力ポンプ付積載車、こちら2回の不調の後、見積り第1回というやつで決定をしているんですけれども、この流れ、2回不調があると、3回目はこういうやり方ということになるのかどうか。

それと、工作車と小型ポンプ車、これ応札しているところが違うんです。それぞれ違うんですけれども、1者だけ同じところなんです。小川ポンプ工業（株）が応札、両方とも5

号も7号も応札していきまして、最終的にはこちらは2回目の応札のときにこの小川ポンプ工業（株）は未入札で、5号のほうは辞退をされていました。未入札という形なんですけれども、これ仕様の内容ではないな、工作車と小型ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車、これは大体造っている会社自体が、会社の規模とかそういうものが違うんでしょうか。そのところを教えてください。

あと、こちらも恐らく10年以内の実績というのが制限付というのであるんでしょうけれども、この小川ポンプ工業株式会社ももちろん応札しているということは、そういう実績があるというふうにさっきおっしゃっていたんですけれども、そういうものの確認というのはされるんですか。ここから先はいいです。

○議長（飯嶋正利） 議案の質疑は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、戸村ひとみ議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） それでは、消防本部からは小型動力ポンプ付積載車の主な仕様について回答をさせていただきます。

車両の完成寸法は全長約4.8メートル、全幅約1.8メートル、全高約2.5メートルで、総重量は2.6トンでございます。車体の駆動装置は二輪駆動でございまして、乗車定員は6名でございます。

積載する小型動力ポンプ、これにつきましては、国家検定合格品B-2級仕様のものとなっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 何点かありました。今回入札経過をお示ししたとおり、入札2回の3回目が随契ということなんですけれども、これは規定で定めておりまして、1回目の入札が成立しなかった場合、もう一度、再度の入札ができる。それで合計2回になります。さらに、

それで応札というか予定価格に達していない場合は、最低金額をお示ししたところに随契の依頼ができるという規定がありますので、それに基づいて今回3回目の見積りということでやらせていただいたところです。

それから、1者だけ同じ業者だったということなんですけれども、この辺も基本的には業者の、要は経営の在り方、この案件については調達はその会社ではうまくいかないやつもあるだろうし、その辺は会社の経営判断ということで、それはちょっとはかりかねるところがあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 工作車と小型ポンプ車の造れる会社というんですか、それが違うのかどうかというのをお聞きしたんですけれども、分かったら教えてください。

それから、2回不調で3回目に見積りを出してもらって、そこがどうしても予定価格にならなかった場合、見積りが近寄らなかった場合は、結果どうなるんですか。また再度こちらの予定価格を変更してでも出されるものなんですか。そのあたり教えてください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の再質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 救助工作車と小型ポンプの車両が造れる会社ということですが、消防ポンプ車両を造っているところであれば、小型動力ポンプのほうは車両は造れると思いますが、救助工作車につきましては、全部のメーカーが造れるものではないというふうになっております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 3回目の見積りで予定価格に達しなかった場合、それは再度の入札を執行するということです。あまりそれを責め過ぎると業者が苦しくなってくるだけの話なので、そこは一旦入札をもう一度やり直します。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員の質疑を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

続いて、松木源太郎議員、質問席へ移動願います。

準備が整い次第始めてください。

松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 私も入札の仕方についてお聞きしておきたいんですけども、今回の場合には、入札日が4月21日で、22日第1回が入札額の上から三つの状態、それから2回目、明るく日やったけれども駄目だった。3回目を同じ日にやろうとしたけれども、3回目をやる時には見積り合わせでやったと、そういうことですね。

確かに大変今いろんなものが上がっていて大変だと思うんですけども、この消防団に支給しているというか、使ってもらっている消防車というのは今何台あって、どのぐらいの頻度でもって今交換している状態なのか。大体毎年2台ぐらいずつやらないと追いつかないのか、ちょっとそこを、まず最初に聞いておきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。
消防長。

○消防長（常世田昌也） お答えします。

消防団のほうですが、車両は全部で47台ございます。その中で車の更新時期ですが、20年を目安にしながら、その段階で使えるものはもう5年ぐらい延ばしたり、故障が多いまたは損傷が激しいものに関しては23年、24年というようなスパンでやっております。おおむね小型ポンプのほうはこれで一段落しましたので、この後はポンプ車のほうが26年、27年という車両がありますので、今後それらの更新をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） そうしますと、大体二十五、六年使っているということですね。大変だと思います。

ちょっとここで聞いておきたいんですけども、私今当初予算から抜粋して持っているんですけども、当初予算でもってポンプの状態を見ながら積算するわけですが、大変今回のように物価が上がっているときはこういう事態が起こると思うんですけども、そこら辺の査定というのは実際に消防署と財政でもってどんな考えで、どんなものの考えでもって予算書で決めているんですか。備品購入費の金額を、ちょっとそこを教えてください。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予算編成、秋口から徐々に始まっていく中で、今この物価高騰というのが本当に目まぐるしく上がっていく中で、当初予算算定に当たっては、その時点で担当部署において、こういった物品関係であれば参考見積り等を取るなり、おおよその見積りを

いただきます。参考見積りに上げる業者のほうも、ある程度来年度の事業の参考見積りということであれば、それなりの金額を加味して上げてきてくれているのかなというところで判断しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 分かりました。ただ、大変難しい問題が含んでいると思うのは、要するにこういうことでもって、入札できなくなるということはあり得ないんですけども、そうした場合には財政課では、次の補正を待つまで入札できなくなるんですか。そこら辺のところはどういう運用の仕方をしますか。この事例でもって少し考えておいたほうがいいと思うんですが、そこら辺のところはどう考えていますか。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 予算執行に当たりましては、その都度議会で可決いただいたものを執行している状況です。当初予算見積りから物価の高騰で入札をやっても落札者がいないと。その要因は、先ほどもありましたけれども、ない場合は何でだろうということになるんですけども、その中でまた設計金額を変えとなると、予算を膨らまさないといけない。それは議会に承認されておきませんので、順番としては新たにそれを議会で承認してもらってからの執行になると思います。そうすると、納入期限というのはおのずと先に延ばされてしまうということですが、予算がない中で執行はできませんので、まずは議会のほうにそれを承認していただくというのが大前提だと思います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 今回の事例は、そういう面ではいい参考になったと思うんですね。ですから、この質疑をしたかったのは、そういう場合にどうするかということをお筋のことを、財政課を中心に意思統一していただきたいなと思ったので質疑いたしました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

松本源太郎議員は自席へお戻りください。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第8号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） おはかりいたします。議案第8号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第8号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第8号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第 8 号は同意することに決しました。

◎日程第 2 常任委員会議案付託

○議長（飯嶋正利） 日程第 2、常任委員会議案付託。

これより常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 1 号から議案第 7 号までと議案第 9 号から議案第 11 号までの 10 議案を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6 月 20 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第 3 常任委員会請願付託

○議長（飯嶋正利） 日程第 3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第 2 号から請願第 5 号の 4 件であります。
配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

ここでおはかりいたします。請願第 4 号、旭市飯岡地区「海岸減災林整備事業」の中止を求める請願については、全議員で審議するため委員会付託を省略し、6 月 25 日の本会議において直接審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、請願第 4 号は委員会付託を省略し、6 月 25 日の本会議において直接審議することに決しました。

これより各常任委員会に請願を付託いたします。

請願第 2 号、請願第 3 号、請願第 5 号の 3 件を分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、6 月 20 日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、13日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時23分